

1、南吹田地下水汚染浄化事業の意義について

(南吹田地下水汚染浄化対策事業遂行の判断の責任者について)

皆さん、こんにちは。吹田新選会、足立将一でございます。個人質問をさせていただきます。

通告にあります100条委員会及びガバナンス委員会の件、待機児童対策の件につきましても、時間が許しましたらという形にさせていただき、1番目に、南吹田土壌汚染問題について質問いたします。

まず、市長に伺います。今回、34億円の支出については、法的根拠はなく、政策判断ということですが、その判断は市長が行ったということで間違いがないですね。もし間違いがないのであれば、どのような理由で今回の政策判断を行われたのか、お聞かせください。

井上哲也市長

足立議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

南吹田地域の地下水汚染の問題についての政策判断でございますが、私は、地下水環境の保全と、長い間不安を抱えている市民の皆様の安心、安全を守るという観点から、この問題を公共の福祉の問題として捉えており、現状を考慮すると、早急に対策を実施する必要があると判断したものでございます。

(議会に対する資料提出について)

この問題につきましては、私がことしで3年目になります、3年間所属する都市環境防災対策特別委員会の協議案件に上がっていたこと、及び私が住む地域が所属する連合自治会内での問題でもございますので、大きな関心を持って取り組んでまいりました。当局の話を伺う中で、当然進めるべきだという態度でずっと臨んでおりましたが、先日の全員協議会の場で提出された資料によって、私が委員会やヒアリングの場で伺っていた話が、実は事業を進めるための都合のいい話ばかりだったのではないかとということできまざまな疑問が生じてまいりましたので、伺ってまいります。

まず1点目の質問は、今回、全員協議会の場において、学識経験者からの見解や、汚染原因者としての蓋然性が高い企業からの報告書の概要、顧問弁護士からの意見書の概要、法令との関係など、この政策について判断するための重要な書類が出てまいりました。本来であれば、都市環境防災対策特別委員会に議論の根拠として提出いただいてしかるべき重要な資料であるように感じますが、なぜ委員会の場では出さず、予算を上げる直前に全員協議会の場で出されたのでしょうか、お聞かせください。

羽間紀雄環境部長

都市環境防災対策特別委員会への提出資料についてでございますが、特別委員会には、当日の報告内容に即した資料を提出しております。7月の全員協議会では、平成25年6月の都市環境防災対策特別委員会で各委員から質疑応答のあった内容に即しまして資料を補強したものでございます。

以上でございます。

(顧問弁護士や有識者の見解と異なる判断を行ったことについて)

数年議論をしておったわけですが、政策判断に必要な重要な書類であっても、質疑がなければ資料は出さないという方向はわかりました。以後、委員会における質疑の際には留意させていただきます。

今回出された資料を見ておりますと、例えば学識経験者からの見解によりますと、原則的には敷地内外について、原因者として蓋然性が非常に高いA社に負担の責任がある、吹田市の強力な行政指導のもと、当該問題が一日も早く解決されることを願うと出されています。顧問弁護士からの意見書でも、市が汚染原因物質を除去すべき法的義務を負うことは到底解されない。原因行為者に必要十分な浄化対策を促す意味から、その費用の一部負担を検討しても不合理とする理由は特段ないとあります。両者の意見を総合しても、明らかに汚染原因者が主体となって対策を進めるべきという意見であり、市の単独事業として浄化を行うという結論には至らないのですが、このような意見を無視してまで今回の政策判断に至った理由を御説明ください。

羽間紀雄環境部長

当該地域の浄化事業の実施につきましては、本市に法的な浄化責任はないものの、大阪外環状線鉄道の完成に伴い、地下水汚染の拡散リスクを有する新たな開発事業が見込まれる中で、泉浄水所の地下水源への影響の回避、地域住民の不安の解消、南吹田のまちづくりへの影響の低減などを総合的に勘案し、庁内の政策会議の場で、市として浄化対策に早急に取り組むべきとの政策判断を行ったところでございます。

以上でございます。

(誤解を招く説明について)

有識者や顧問弁護士の意見を遮るほどの具体的、緊急的な理由があるということですが、その点について伺う前に、1点資料についても伺います。

お配りいたしました資料1をごらんください。これは全員協議会で配布され

たものですが、2の水質汚濁防止法の(2)の部分、法の規制以前の汚染については遡及できないと書いてあります。これを読むと、水質汚濁防止法が適用できないというふうに読めますが、資料2、次のページをごらんください。これは水質汚濁防止法の逐条解説でございます。14条の3、これは浄化措置に関する部分でございますが、293ページですかね、1枚目の後半から、有害物質に該当する物質、この部分をごらんください。まさしくこの資料でも、(1)に当たる部分の解説になるんですけども、汚染の原因となる浸透の時点においてその汚染物質が有害物質に指定されていなくても、措置命令を課す時点において有害物質に指定されている場合には、本条の対象物質となるとあります。つまり、規定前の汚染についても遡及できるということです。この資料①に書かれたこと、議員に対する説明において誤解を招くような不備があるように感じますが、部長、この点に関する合理的な説明をお願いします。

羽間紀雄環境部長

この水質汚濁防止法の措置命令に関する部分と、物質を対象とする、対象とできるかどうかの部分についての議論の差であると思っております。今回の場合、お書きしました内容については、詳しくではないですけれども、水道水源にまだ到達しておらず、市として水質汚濁が水道水源に及んでない中では、措置命令を出すことができないということで、今ここには書いておるような次第でございます。そういう意味で、遡及ができないということかというふうに思っております。

(誤解を招く説明について)

ちょっと部長の答弁に不備がございます。措置命令を出す場合においては遡及できるという逐条解説でございます。もう一度説明をお願いいたします。

羽間紀雄環境部長

汚染原因が特定できて、相手が特定できれば、措置命令を出して遡及することはできるのではないかという解釈かと思っております。

以上でございます。